

令和8年4月13日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
12	油分離槽清掃(糧食)	仕様書に示す	9.3.31	8.4.13	8.4.20 11:00	8.4.20 11:00	防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有しない者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者であれば参加可	・総品目総額決定
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、お問い合わせ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名(担当)：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊 (中島)

電話番号(内線)：072-949-5131 (内線:348)

FAX番号：072-949-5313

メール：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号 12 (8.4.13)

(税抜き)

見積金額¥

	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	油分離槽清掃(糧食)	仕様書のとおり	セット	1		
2	内訳 別添					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	仕様書に示す		納期 (履行期限)	9.3.31	
	契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び担当者連絡先を記載願います。

※見積金額の算定基礎となる内訳書(直接工事費、諸経費等)を添付願います

令和8年4月20日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書

件名リスト一連番号	12 (8.4.13)
-----------	---------------

(税抜き)

見積金額¥

	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	油分離槽清掃(糧食)	仕様書のとおり	セット	1		
2	内訳 別添					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10	納入場所 (履行場所)	仕様書に示す			納期 (履行期限)	9.3.31
	契約保証金	(免除)			入札(見積)書 有効期間	

上記の件名について、市場価格調査の協力をお願いいたします
 ※内訳書(部材費・労務費・諸経費等)を添付願います
 ※内訳書様式、業者随意様式による。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
 第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住 所
 会 社 名
 代表者名
 担当者氏名
 担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

仕 様 書

- 1 役務件名
油分離槽清掃（糧食）
- 2 役務場所
大阪府八尾市空港1丁目81番地 陸上自衛隊八尾駐屯地
- 3 役務期間
契約締結日 ～ 令和9年 3月31日
- 4 実施月日
契約締結後、実施時期内において清掃が完了するよう細部調整する。
- 5 役務概要
油分離槽の清掃及び汚泥処分を実施するものである。
- 6 槽規格等

名 称	規格（縦×横×高）	水槽容量	実施時期
油分離槽	1.6m × 0.8m × 1.6m	2.0m ³	年3回（5月10月2月基準）

- 7 一般事項
 - (1) 適用基準
本清掃は、仕様書によるほか建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき実施するものとする。
 - (2) 協 議
 - ア 本役務の実施に際し仕様書に記載なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。
 - イ その他、不明な事項についてはその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。
 - (3) 現場管理
 - ア 本役務は請負業者の責任において実施するものとし、清掃に際し破損した場合は監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。
 - イ 清掃に際し、請負者は清掃内容を作業関係者に十分掌握させると共に作業に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
 - ウ 清掃中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告するものとする。
 - エ 清掃現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な処置を施すと共に請負者の責任において管理するものとする。
 - (4) 工程表
請負者は、清掃に先立ち、監督官と協議の上、工程表を作成し監督官に提出するものとし、了解を得た後清掃するものとする。
 - (5) 写真
請負者は、清掃の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、清掃前・清掃中・清掃完了後及び監督官の指示箇所とする。また写真は、清掃完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ1部提出するものとする。

(6) 電気・水の使用

自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。

8 特記事項

- (1) 清掃は水面の油分及び底部汚泥をバキューム車により汲み取り、高圧洗浄機等により壁面及び仕切板を洗浄し、洗浄水も汲み取るものとする。
- (2) 中間水は一時的に汲み取り、洗浄後に槽へ返送するものとする。
- (3) 汲み取った汚泥及び油分を含む洗浄水は産業廃棄物処理基準に基づき処分するものとする。
- (4) 産業廃棄物管理票は請負業者で準備するものとする。
- (5) 予測汚泥量
 - ア 6月実施：1.5 m³
 - イ 10月実施：1.5 m³
 - ウ 2月実施：1.5 m³

9 提出書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し 1部 (清掃開始前)
- (2) 産業廃棄物処分業許可証の写し 1部 (清掃開始前)
- (3) 産業廃棄物管理票 (A～E票) 1部 (検査完了後速やかに)
- (4) その他、指示された書類 必要部数 (その都度)

10 完了検査

本清掃完了後、本仕様書に基づき検査官が検査を実施し、合格をもって完了とする。